

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (06-6615-6678)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を所管する公園事務所または総務部管理課 ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所
処分の名称	占用許可
概 要	都市公園法では、オープンスペースの確保、良好な景観・緑地の維持・保存のため、公園施設以外の工作物、物件又は施設を設ける場合については、規定が設けられており、やむを得ない場合に限り、必要最低限の範囲で、許可するものです。
根拠法令等 及び条項	都市公園法第6条、第7条、第8条、第9条、第10条
	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 都市公園を占用することが、一般の公園利用に著しく支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるものであること。 (2) 申請の対象となる物件が、都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条で定める占用物件であること。 (参考)都市公園法第7条による占用物件の例示 (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するために設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 (7) 前号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設 (参考)都市公園法施行令第12条による占用物件の例示 (一部) (1) 標識 (2-1) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの (2-2) 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設及び変電所で地下に設けられるもの (3) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの (4) 索道及び鋼索鉄道 (5) 警察署の派出所及びこれに附属する物件 (6) 天体、気象又は土地観測施設 (7) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 (8) 土石、竹木、瓦その他工事用材料の置場 (9) 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することになるものを一時収容するため必要な施設 (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が、条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設 (3) 都市公園法施行令第15条に掲げる占用物件の外観、構造等についての要件を満たすこと。 (参考)都市公園法施行令第15条 (1) 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。 (2) 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園利用に支障をおよぼさないものとしなければならない。 (3) 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

(4) 都市公園法施行令第16条に掲げる占用物件の技術的基準等についての要件を満たすこと。

(参考)都市公園法施行令第16条 (一部)

都市公園法の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- (2) 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として、1.5m以下としないこと。ただし、幅員5m以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場合の地下に下水道管の本線を埋設する場合においては、原則として、3m以下としないこと。
- (3) 法第7条第1項第3号に掲げるもの並びに第12条第2項第2号の3に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として1.5m以下としないこと。
- (4) 防火用貯水槽で地下に設けられるものについては、その頂部と地面との距離は、原則として1m以下としないこと。
- (4-2) 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第12条第2項第2号の3に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として3m以下としないこと。
- (5) 第12条第2項第3号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として4.5m以下としないこと。
- (6) 警察署の派出所の建築面積は30㎡以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は10㎡以内であること。
- (7) 変圧塔を設ける場合においては、当該都市公園は、5ヘクタール以上の敷地面積を有するものであること。
- (8) 第12条第2項第9号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので0.5ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。
- (9) 第12条第2項第10号に掲げる仮設の施設(建築物に限る。)を設ける場合においては、占用することができる都市公園は0.5ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。
- (10) 第12条第2項第1号の3に掲げる発電施設及び第12条第2項第2号の3に掲げるものを設ける場合においては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

審査基準

(5) 都市公園法施行令第17条に掲げる占用に関する工事についての要件を満たすこと。

(参考)都市公園法施行令第17条

占用に関する工事については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
- (2) 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するための必要な措置を講ずること。
- (3) 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

◎使用する目的に応じて、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

①電柱及び支柱等

公園内の電柱類は地中化することが、原則である。したがって電柱等の占用はやむを得ず送電、送信の経路が一部公園を通過せざるを得ない場合に限り許可対象となる。

- ・公園に影響を及ぼさない経路・方法が他にないこと。
- ・樹木、公園出入口等に支障を及ぼさないこと。
- ・支線につまづく恐れがないこと。
- ・景観上支障がないこと。
- ・将来の樹木成長を見越しても支障とならないこと。

②電線、電らん等

地下ケーブルはこれに該当する。上空通過する架空線は、本来地下に設けられるべきものであるの

- で、やむを得ない場合に限り許可対象となる。
- ・経路に支障となる物件がないこと。
- ・マンホールの位置が公園の機能上また景観上支障とならないこと。

③鉄塔、変圧器

- ・線下地の一般利用に支障のない高さが、保たれていること。
- ・乗越防止フェンスが設置され、十分な安全対策がなされていること。

	(2) 水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの 本線は、本来道路に埋設すべきもので、支線(引込線)であっても、単に設置経費の理由から公園内を最短距離で通過するための占有は認められない。 迂回路についても、埋設物が新たに入る余地が物理的にないなどの理由がなければならない。 - 公園を占有する以外に経路がないこと。 - 経路が公園施設に支障がないこと。 (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類するもの 地下に設けられる通路、鉄道、軌道並びに高架の橋、道路、鉄道などが該当するが、公園の地下に設けられる鉄道の乗降口として地上に附带的に設けられるものや、高架の橋脚などもこれに含まれる。 なお、高架下を倉庫、売店などに常時使用することは占有物件として認められない。 (4) 郵便差出箱、信書差出箱、公衆電話所 公園内に郵便差出箱、信書便差出箱を設ける場合は、集配者の出入りを考慮して公園の機能に支障のない場所を選定すること。 公衆電話は、ボックス型の場合周囲が透明な、いわゆるストリップ型に限り認めることを原則とする。 また、公衆電話の場合は、照明用電源の引込みを伴うので、単独に電源のとれる位置を考慮して設置場所を選定すること。 (5) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他工事用材料の置場 - 単に物理的に公園用地があるから申請に及んだというのではなく、他に方法がなく公園用地を使用せざるを得ない理由が、相隣関係もしくは公共事業によるものであること。 - 工事方法が適切であり、最小の面積を最短の期間使用するものであること。 - 工事用車両の出入りを考慮して、公園の機能に支障のないこと。 - 安全対策が十分に行われていること。
標準処理期間	新規の許可については40日、継続更新については30日です。
経由日数	—
提出先	当該都市公園を所管する公園事務所
提出時期	随時
提出方法	当該都市公園を所管する公園事務所へ提出してください。
手数料	事例により異なりますので、当該都市公園を所管する公園事務所にお問い合わせください。
相談窓口	当該都市公園を所管する公園事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009736.html
備考	